

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数	
労働者派遣事業	ジョブバンク株式会社	大洲市東大洲29番地2 新川ビル1F(0893-25-7355)		64人	
該当労働者数(満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間(起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
26人 (0人)	対象期間 1年 (令和5年4月1日)	別紙の年間カレンダー①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨に記載	年間カレンダー①: 35時間9分 年間カレンダー②: 39時間29分 年間カレンダー③: 38時間52分 年間カレンダー④: 37時間39分 年間カレンダー⑤: 38時間34分 年間カレンダー⑥: 37時間24分 年間カレンダー⑦: 39時間27分 年間カレンダー⑧: 39時間10分 年間カレンダー⑨: 39時間56分	令和5年4月1日から1年間	
労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)	年間カレンダー①: 7.50時間 年間カレンダー②: 8.00時間 年間カレンダー③: 8.00時間 年間カレンダー④: 7.75時間 年間カレンダー⑤: 8.00時間 年間カレンダー⑥: 7.70時間 年間カレンダー⑦: 7.50時間 年間カレンダー⑧: 8.00時間 年間カレンダー⑨: 8.00時間	労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者)	年間カレンダー①: 45時間 年間カレンダー②: 48時間 年間カレンダー③: 48時間 年間カレンダー④: 46.5時間 年間カレンダー⑤: 40時間 年間カレンダー⑥: 46時間 年間カレンダー⑦: 45時間 年間カレンダー⑧: 48時間 年間カレンダー⑨: 48時間	対象期間中の総労働日数	年間カレンダー①: 245日 年間カレンダー②: 258日 年間カレンダー③: 254日 年間カレンダー④: 254日 年間カレンダー⑤: 252日 年間カレンダー⑥: 255日 年間カレンダー⑦: 275日 年間カレンダー⑧: 256日 年間カレンダー⑨: 261日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		0週	特定期間中の最も長い連続労働日数	(特定期間無し) 0日間	

旧協定の対象期間	令和4年4月1日から1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間 00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間 00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	260日

協定の成立年月日 令和5年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 事務員
氏名 高井 満理

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(候補者の回覧による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和5年 月 日

使用者 職名 代表取締役社長
氏名 山本 惠三

八幡浜 労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。